

# 法定準備金の本質と法的機能

葭 田 英 人

## The Essence and The Legal Function on Statutory Reserve Funds

Hideto Yoshida

Statutory reserve funds are calculative sum that are compelled to reserve by the law. They indicate the standard of property that the company must keep beyond the capital.

They play a part in filling up the impairment for keeping the level of the dividend and exceptionally the capitalization. But, there are many problems of the function and of the management on the tax law.

This paper studies the essence and the legal function on statutory reserve funds. I want to make clear the future as it ought to be on statutory reserve funds in Japan.

### 1. はじめに

準備金は、会社が資本を超えて保有すべき財産の基準を示す計算上の数額であり、法律の規定によって積み立てることを要する法定準備金と定款の規定または株主総会の決議によって会社が自治的に積み立てる任意準備金からなる。

ここでは主として法定準備金について検討する。この法定準備金は、資本金と同様、会社資産を確保するための基準額であり、純資産額が資本額を超える部分のうち社外に流出させず、法律により留保するために積み立てたものをいい、その機能は資本とほとんど同様である。これを資本との関係で見ると、資本性資産拘束額中、拘束程度が強いものが資本であり、拘束が弱いものが資本準備金である。同様に利益性の資産拘束額中、拘束の程度が強いものが利益準備金であり、拘束の程度が弱いものが任意準備金である。いずれにしても資本のまわりのクッションとしての機能を有する。

まず、法定準備金について、株主保護、債権者保護および企業経営上の各観点から、その存在意義を検討し、その本質と法的機能について論考する。また、資本と資本準備金との関係について言及し、そのあり方を考察する。さらに、税法上の取扱いに関する矛盾点を明確化し、課税上

の論点について論述する。このように、株式会社の資本制度における法定準備金について、その本質と法的機能について明確化し、そのあり方を検討することが本稿の目的である。

## 2. 法定準備金の概念

### (1) 利益準備金の意義

利益準備金は、利益を源泉とする法定準備金である。利益とは企業会計上の損益取引、すなわち、自己資本の運用の結果実現した利益を意味する。利益準備金の基準は、毎決算期には、配当その他の利益処分による会社が支出する金額の10分の1であり、積み立て限度額は資本の4分の1である（商法288条）。本条の毎決算期に利益の処分として支給する金額とは、決算期の定時総会で株主に配当することを、または、役員に賞与として支給することを決した額、および取締役会で中間配当として決した額であり、実際に支払った額ではない。ただし、積立額が資本の4分の1という積立限度を超えれば、その超過額はもはや法定準備金ではなく任意準備金であると解されている（通説）。これは資本準備金の場合と異なり、このような性質の利益拘束を無限に拡大することは株主を害するので、歯止めを設けたのが法の趣旨である（注1）。また、当期利益が零であっても、前期繰越利益および取崩した任意準備金により金銭配当および役員賞与をなす場合にも、既存の利益準備金が資本の4分の1に達していない間は、利益準備金の積み立てを要する。

毎決算期に利益の処分として支出する金額の中には、株式配当額は入らないことは商法288条の法文上も明らかであるが、これを除外したのは、会社の現金の流出がないので、これにつき準備金の積み立てを強制する必要はないからである（注2）。本条の立法趣旨がこのようであるならば、それは積立が強制されないということとどまり、株式配当の場合にも利益準備金を積み立てることは許されると解しうるか、利益配当をまったくしなかった場合にも利益準備金を積み立てうるかという問題も生ずる。利益が社外に流出せず、利益の資本化を生ずる以上、結局利益配当をまったくしないで利益準備金を積み立てうるかという問題に還元されるのである。会社が金銭配当をしないで利益準備金以外の形態の利益剰余金、すなわち任意積立金、前期繰越利益の形態で配当財源を保有するにとどまる場合と、金銭配当をしないで配当財源の一部を利益準備金として積み立てる場合との間に、株主の利益配当請求権の尊重に関し、どれだけの差があるだろうか。将来も利益配当に充当し得ない利益準備金として配当財源を拘束する結果になる肯定説は、その他の形の利益剰余金として、したがって、将来配当財源に充当しうる形で留保することとなる否定説と比較すれば、株主にとりその限りで不利であることは否定できない。しかし、利益準備金制度の立法理由に立ち帰ってみれば、肯定説が株主にとり不利益であるとはにわかには断定できない。利益準備金は資本の欠損填補に充てられ、利益配当の機会を維持することに貢献するからである。実定法はその際無制限な利益準備金の積立は株主の利益配当請求権尊重のためまえから許されないものとして、資本の4分の1という積立限度を設定したにとどまる。そうであれば、この積立限度に達するまでは、その積立が金銭配当および役員賞与の支出を伴わない場合に行われても、株主の利益配当請求権を侵害すると批判するには当たらない。しかし、金銭配当および役員賞与の支出をまったく行わないときは、利益準備金積立をなすにしても、社内留保される利益剰余金のいずれを対象として積み立てるかの基準が見当らないことになる（注3）。私見としては、商法288条は利益処分として支出する金額を基準としているので、実定法の解釈論としては、法によらない利益準備金の積み立ては認めるべきでないと考えられる。したがって、否定説を支持す

るものである。

利益準備金の本質は、「利益」であって「資本」ではない。利益準備金は、資本準備金とともに「法定準備金」とされているが、それは政策的な観点からであって、両者はその本質を異にする。資本準備金については、その源泉である金額が性質上当然に積み立てられるのにたいし、利益準備金については、その源泉である決算利益の一定割合が、株主総会の決議によってはじめて積み立てられるのである。また資本準備金については、積立限度がなく、無制限に積み立てられるのにたいし、利益準備金については、一定額以上の積立を要しないこととされていることも、両者の本質を反映したものである（注4）。

利益は資本と異なって本来すべて配当にまわしてよいはずであるが、利益の全部を株主に配当すると、会社の業績が悪化したときたちまち資本の欠損が生じてしまう。いったんそうなれば、その欠損を填補するか、または、資本減少をしなければ利益配当は困難となる。このように、利益準備金は資本欠損の填補と配当維持の容易化のため、利益の全部が分配されることがないように歯止めを設けたものにすぎず、利益の社外流出がない場合にまで積極的に積み立てることを認める趣旨とは解されない（注5）。

利益準備金の政策的意義は、本来は企業維持の要請によるものと考えられるが、資本準備金とは異なって、その本質が配当客体たる利益の拘束であるところから、株主よりもむしろ債権者の保護を主とするものと解される。その政策的意義は、法定資本のそれと相通ずる。法定資本が資本の拘束額であるのに対応して、利益準備金は利益の拘束額であり、ともに政策的な制度である。企業維持の要請だけでなく、債権者保護の要請からいっても、利益準備金制度の政策的重要性は大きい（注6）。つまり、利益準備金制度の目的は、企業維持と債権者保護のために企業の財産の基礎の強化をはかることである（注7）。

法定準備金は、本来、利益の留保たることに、会社債権者保護のための制度としての存在意義を有してきたと考えられるので、現行法上、法定準備金の本質と機能を有するのは利益準備金である。その積立を強制する法規定は、その範囲内で法定準備金の本来的な性格の維持・継続を明確にする趣旨と解してよいであろう（注8）。

## （2） 資本準備金の意義

資本準備金とは、企業会計上のいわゆる資本取引から生ずる剰余すなわち資本剰余金を源泉とする法定準備金である。利益準備金と異なり資本準備金の存在意義に関しては問題がある。利益準備金と積み立ての財源を異にする以上、ともに法定準備金と定められてはいても、この部分に従来からの債権者保護という考え方がそのまま妥当するとは限らないからである。資本準備金は、前述したように、損益取引以外の資本取引によって生じた剰余金を源泉とするが、そのすべてを源泉とするわけではなく、また、その積立や使途が法律で強く拘束される点で、会計学上の資本剰余金とは異なるものである（注9）。

資本準備金については、他の法定準備金である利益準備金のように積立の限度および積立率の規定はない。法定の源泉に該当する資本剰余金が発生すればその金額が積み立てられなければならない。なぜなら、それは広義の払込資本または資本修正に由来するからである。またその積立の時期は、資本準備金となるべき資本剰余金の発生都度である。株主総会の決議をまって初めて積み立てられるものではない。株主総会による承認は、この積立の適法性の確認を意味するにすぎない（注10）。

資本準備金には、広義の払込資本に属するもの（払込剰余金）と、資本の修正に基づくもの（減資差益と合併差益）がある。払込剰余金は、株式の発行価額のうち資本に組み入れない額（商法288条の2第1項1号）であり、発起人全員の同意（商法168条の2第3号）または取締役会の決議（商法280条の2第1項4号）により株式の発行価額の2分の1を超えない限度で資本準備金とすることができる（商法284条の2第2項本文）。ただし額面株式については、額面、設立に際して発行する無額面株式については5万円を超える部分でなければならない（商法284条の2第2項但書）。減資差益とは、資本減少前の資本額が資本減少後の法定資本額と資本減少による資産填補額の合計額を超える場合の差額である（商法288条の2第1項4号）。これは会社の純資産額中資本額を超える部分ではあるが、資本修正の結果生ずるものであり利益とするのは妥当ではないので、資本準備金項目とされたのである。合併差益とは、合併により消滅した会社から承継した資産の価額が、消滅会社から承継した負債の額および消滅会社の株主に支払った合併交付金ならびに存続会社の資本増加額または新設会社の資本額の合計額を超える超過額である（商法288条の2第1項5号）。これも資本修正の結果生ずるものであるので、資本準備金項目とされたのである。それらは株主の出資の一部その他の資本に準ずべき性質のものなので、これを株主に利益として配当することは不合理である（注11）。しかし、アメリカの大部分の州会社法のもとでは、払込剰余金は欠損填補および資本組入のほかに優先株主への配当に使用しうるのに対し、わが商法のもとでは前二者の用途しか許されていない（商法289条および293条の3）。したがって、払込剰余金が社外に流出する可能性は、両国の間で相当の差がある（注12）。

現行法上の資本準備金は、実質資本であって利益の留保ではないことは通説の認めるところであり、債権者保護のために準備金を拘束することは利益準備金の説明にはなっても、資本準備金の説明にはならないのである。債権者保護のためなら法定資本は多いほうがよいはずであるから、実質的に資本であるところのプレミアムを含む株式発行価額の全額を一元的に法定資本とすればよいはずで、発行対価の一部をわざわざ法定資本から区別して資本準備金とし、より容易にその取崩しを認めるということは、逆に債権者に不利になるはずである。また、法定資本も資本準備金もともに実質資本であるから、この両者を区別してみても、それによって損益計算が正確化するということはないはずである。したがって、資本準備金は、利益準備金とは異なって従来から考えられているような債権者保護の制度ではなく、むしろ株主の利益を考慮した制度であるとの見解もある（注13）。私見としては、法定資本も資本準備金もともに実質資本であり、債権者保護の観点から、会社財産を確保するための基準となる一定の計算上の数額である。それゆえ、利益準備金と同様、資本欠損の填補のため資本準備金を取り崩し、利益配当をすみやかに回復し維持していくという意味で、株主保護の機能を有する。しかし、法定資本よりも資本準備金の取り崩しを容易に認めることが、実質的に債権者または株主にとって利益となるとは考えにくい。資本準備金を法定資本として、株主総会の特別決議により名義上減資しても、実質的に変動はないはずであると考えられる。本来、資本の欠損填補のために、利益準備金を容易に取り崩すことが認められているのだから、利益準備金による欠損填補では充当しきれないほどの資本欠損が存在する場合には、債権者保護手続により嚴重に減資がなされるべきではないかと思う。

### 3. 法定準備金の機能

#### (1) 資本欠損の填補

商法上の法定準備金は、主として貸借対照表上の資本の欠損を填補するため商法によりその積

立を強制される。利益準備金はまさにこの目的のための法定準備金である。これに対して資本準備金はこの目的を終局的に有するにしても、その積立強制の理由は別個に存する。いずれにしても法定準備金は計算上の数額であって具体的な財産ではない。

法定準備金の立法理由は、資本の欠損填補と利益配当の維持の二つに求めることができる。企業において好況のときの利益を全部配当処分等により社外に流出させてしまうときは、景気変動による一般的不況ないし営業不振により資本の額に食い込む欠損を生ずる可能性は大きく、もし資本に食い込む欠損を生じた場合には、次期営業年度以降においてこの欠損を填補することができない限り、あるいは厳格な資本減少の手続をとって資本の額を切り下げない限り利益配当をなしえなくなる。企業における長期の無配はそれ自体株主に不利益を及ぼすにとどまらず、株価の低落を招き、重ねて株主は不利益をこうむることになる。他方同時に資金調達の可能性を失い、また収益力の減退は会社債権者にとっても危険である。そこで平常時、好況時の利益のいくらかを留保することによって損失に備えさせ、これによって資本の額に食い込む欠損の生ずる前の段階、すなわち資本と法定準備金の合計額に純資産が不足するに至った段階で法定準備金の取崩しによって資本の欠損を填補せしめ、利益配当をすみやかに回復し維持していく必要がある。これが法定準備金制度の立法趣旨である。しかし、英米においては欠損填補を目的とする利益留保からなる法定準備金の制度は存しない。いずれも任意のものである。(注14)。

法定準備金は資本の欠損填補に充てられることを原則とし、ただ例外として資本に組み入れ使用することが認められている。商法289条1項はこのことを定め、2項は資本の欠損填補のために法定準備金の取崩順序を定めている。この資本の欠損とは、期末会社純資産額が資本および法定準備金の合計額に不足する場合を意味する(通説)。通説に対して、利益準備金は、利益の拘束額であって資本ではない。したがって、利益準備金の欠損までを資本の欠損というのはおかしい。利益準備金は資本準備金とは異なって、企業の維持と債権者保護のために配当客体から除外された利益であるから、欠損がこれに食い込んでいるからといって実質資本が安泰であるにもかかわらず、ただちにその填補のための取崩を認めることは、資本の防壁としてのほんらいの役割を没却するものであって、企業維持の精神に反しまた債権者を害することになる。利益準備金に食い込んでいるというだけの欠損は単なる貸借対照表上の留保損失であって、これを填補するために法定準備金の取崩しを認めるならば、はじめから利益準備金の制度は無用である。利益準備金でその全額を填補しようような欠損は、利益の欠損であっても資本の欠損ではない(注15)。この見解は資本と利益の峻別という面では理解できるが、純資産額が資本および資本準備金の合計額に不足するに至らないと、利益準備金をも取り崩すことができなくなり、できるだけ早く欠損状態を除去して、利益配当の可能性を回復しようとする立法理由から設けられた利益準備金制度の機能は弱められ妥当ではない(注16)。

通説によれば特定年度の損失が任意積立金および前期繰越利益の取崩しによって填補しう場合には、資本の欠損はいまだ生じていない。任意積立金および前期繰越利益を損失填補に使用してもなお損失が残る場合に資本の欠損を生じたことになり、法的準備金をこの填補に使用することになる。また資本の欠損があるか否かは営業年度末に確定するので、年度の途中で損失を生ずることがあっても資本の欠損とはされず、年度末における確定を待って法定準備金を使用することになる(注17)。このように資本の欠損は法定準備金で填補することができるが、填補しないで繰越損失と法定準備金を併存させてもよい。ただし、利益配当を回復するためには欠損填補を要する。資本欠損填補のために法定準備金を取り崩す場合、商法は利益準備金をもってまず填補

し、ついで資本準備金を取り崩すべきものと定めた（商法289条2項）。利益準備金を第一に取り崩すべきものとしたのは、その取崩後の積立が資本準備金の場合よりもひんばんであること、またそうすることが欠損填補による株主の利益に照らして妥当であることにもとづく。資本準備金の各項目相互間を取崩の順序があるかについては法律上定めがなく、したがって、自由に取り崩しうる。資本欠損填補のための法定準備金の取崩は、欠損額を限度とする。それを超えて取り崩し、利益を生ぜしめることは許されない（注18）。法定準備金と任意積立金の取崩順序については明文の規定はないが、積立については任意積立金より法定準備金を優先させている現行法の趣旨からは、任意積立金の取崩が先であると解するのが妥当である（注19）。

## （2） 準備金の資本組入

資本と法定準備金は、いずれも利益配当を制約するものであるから、法定準備金を資本に振り替えてもそれほど株主の不利益を増加させるわけではない。もちろん、法定準備金がいっそう財産拘束性の強い資本に変わることは会社債権者にとって有利なことである。法定準備金の資本組入れによって、その組み入れられる限度で準備金が減少し、資本が増加するが、株式には何の変動もない。新株発行（無償交付）は、準備金の資本組入れ後いつでもでき、株式分割の規定による。また、その取り崩しは商法289条で制限されているから、それらを資本に組入れても、資産の確実な社内留保を図るという機能は、配当可能利益を資本に組入れた場合ほど大きくない。しかし、法定準備金のままであれば損失を生じた場合、これを取り崩して資本の欠損の填補に充当できるが、その資本組入れ後に損失を生じた場合には、減資手続を取らない限り翌期以降の利益で欠損を填補しなければならない。法律的には、従来、資本の欠損填補のために自由に取り崩しえた準備金が、債権者保護手続きをとらなければ減少できない資本に転換されるわけであり、会社財産に対する法的拘束が強化されることになる。さらに、利益準備金を資本に組入れたときは、再び利益からそれを積み立てなければならないし、資本準備金を組み入れたときでも、利益準備金の積立限度の基準となる資本の額が増加するから、それだけ社内留保を大きくするという機能を果たす（注20）。

準備金の資本組入れに際し、資本準備金と利益準備金のいずれを先に組み入れるべきか。この点につき法的制約はない。私見としては、資本準備金の資本組入を先に行った場合は、資本が増加することにより利益準備金の積立限度基準が増加する。ゆえに、その限度基準増加分だけ利益準備金を積み立てるだけでよいが、利益準備金を先に資本に組み入れた場合、再び資本組入分だけ利益から利益準備金を積み立てなければならないと同時に、資本の額が増加するので利益準備金の積立限度基準も増加し、加重的に内部留保が大きくなる。それゆえ、株主の利益配当請求権が加重的に制限されることになるので、立法論として、利益準備金より先に資本準備金の資本組入を認めるべきであると考えらる。

また、法定準備金の資本組入れに伴う株式の無償交付のうち、利益準備金の資本組入れによる無償交付は利益の資本化に伴う株式発行であるという点で株式配当と性質を同じくするが、ただ、株式配当が配当可能利益の資本化であるのに対してこれは配当不能利益の資本化であるという点が異なり、株主総会の決議が要件となっていないのもそのためである。また、資本準備金の資本組入れによる無償交付は、広義の資本の枠内における勘定の振替にすぎない（注21）。そして、準備金の資本組入れによる無償交付および株式配当は資本を増加させるので、債権者に利益を与える点で共通する。しかし、株主に対しては異なる影響を及ぼす。法定準備金を資本に組み

入れて固定化することは、株主の利益配当請求権に対する効果が間接的であるため、商法293条の3の規定により取締役会決議だけで決定できる。これに対して、株式配当は現金配当を止めるとともに、配当可能利益の算定上控除されるべき額を増加させる点で株主の利益に直接的影響を及ぼすため、商法293条の2に規定されているとおり株主総会の決議により決定される(注22)。

利益準備金は、資本準備金とは異なって、資本の四分の一に達するまで、毎決算期に利益の処分として支出する金額の十分の一以上(中間配当時は、その分配額の十分の一)を強制的に拘束する制度であるから、その資本組入れを認めると次々に利益準備金が資本化されていき、結局、配当可能利益の減縮を招来することになるので、株主の利益に影響するところが大きい(注23)。法定準備金の資本組入れを認めたのは、法定準備金が著しく増加して資本との間に均衡を失うに至った場合にこれを調整することにある。しかし、このような均衡の喪失を生ぜしめる可能性は法定準備金中の資本準備金について存するのであって、かかる事情の予想されない利益準備金については、株主の利益配当請求権を制限して政策的に積み立てることを強制していることも考慮して、立法論として利益準備金の資本組入れは廃止すべきである(注24)。

#### 4. 資本と資本準備金

次に企業の資本制度における資本準備金の機能について、株主保護の観点および債権者保護の観点から検討し、そのあり方を考察する。資本は会社の保有する純財産の基準としての一定の数額であるから、個々の資産や営業財産とは全く別のものであり、また負債のように総資産に対する個別的請求権の集合を意味するものでもなく、純粋な抽象的金額である(注25)。したがって、現実には資本や法定準備金の額に達するだけの資産が存在しないこともありうる(いわゆる「資本の欠損」)。また、ここにいう資本は、法律上の観念であって、経済上の資本の観念とは異なる。すなわち経済上他人資本といわれる社債その他の借入金はもとより、自己資本でも法定準備金や剰余金は法律上の資本ではない(注26)。

わが国においては、形式的な法定資本も、それが出資額と結びついているかぎりでは、たとえこの結びつきが必然的なものではないにせよ、何ほどかの実質的意義を内在せしめていた。ところが、無額面株式の導入は、このわずかながらの実質的なきずなをも断ち切った。いわゆる資本と株式の切断という現象がこれである(注27)。結局、現行法上の法定資本は、実質資本である出資額とも株式とも理論上の関係を持たない。資本概念は、基本的には企業の出資者による出資の額を意味する。法定資本は、会計学的にはあまり意味のないものであって、会計学上意味のあるのは出資の総額を中心とする実質資本であることはもちろんである。企業にとって本質的な損益計算の基礎である実質資本と、債権者保護の手段としての抽象的な配当要件である法定資本とは、本質論と政策論のちがいがあって、一部の会計学者が主張するように、実質資本の全部を法定資本として拘束しなければならないという必然性はない。法が実質資本の全部を法定資本として拘束しなかったのは、債権者、株主および企業自体の利害を総合的に勘案したものであって、もっぱら政策的なものである(注28)。しかし、資本は過去に株主がそれだけの額を会社に拠出してという事実を示すにすぎない。損失に備えて緩衝器として一定の財産を保持させる必要があるとしても、資本は、会社の現在の財産状態とも支払能力とも関係を持たない数字であって、これに緩衝器たる役割を担わせる必然性はない(注29)。準備金も資本と同じく、計算上の数額であり、それに相当する財産がいかなる形態で会社に保有されるべきであるかを問わない。また準備金の積み立てまたは使用は、資本を超えて保有することを要する財産の計算上の数

額を増加または減少することによって、現実の金銭を会社に積み立てまたは支出することを意味しない。準備金の積み立てにより会社に保留されるべき財産の額がそれだけ増加し、利益として配当されうる金額が減少する。他方、準備金の使用によって会社に保留されるべき財産の額がそれだけ減少し、利益として配当されうる金額が増加する（注30）。

また、出資総額を法定資本と資本準備金に配分する基準となる額面の法律上の意義は、株式発行価額の最低限をなし、発行価額のうち額面が少なくとも資本に組み入れられることがあるが、額面は株式の経済価値とはまったく無関係なものである。それゆえ、わが国においても、株式から額面を排除しすべての株式を無額面株式とし（注31）。株式発行価額のうち資本組入分と株式払込剰余金を配当する必要のない、株主の出資総額をすべて資本とする方法が良策ではなかろうか。資本準備金が法定資本と同じく実質資本に属するにも拘らず、これを分離することを認めるのは、法が「企業の経営」と「株主の利益」を考慮して、とくにその取崩を法定資本よりも緩和し、これを法定資本との間の欠損填補をめぐる緩衝地帯とすることは、実質的な減資に機動性を与えたもので政策的な問題である（注32）。しかし、このような欠損填補にあたっての緩衝資本ないしはクッションとしての機能を強調することは、資本準備金の存在意義を積極的に理由づけることにはならない。実質資本たる資本剰余金を源泉とする資本準備金も、同じく債権者保護の目的を有するのであれば、わざわざ法定資本より分離して欠損填補に備えるより、むしろ払込剰余金それ自体を拘束して、法定資本たらしめる方が一層目的にかなうといえる（注33）。その場合、減資差益金と合併差益金を、従来の資本準備金とすればよいのではなかろうか。

## 5. 税法上の取扱い

現行税法は、利益準備金の資本組入だけでなく、株式配当についても「みなし配当」として課税している。利益配当しないだけでなく、将来も配当できない資本にすることが、なぜ配当になるかという根本的な疑問が生ずる。そこで課税の是非について検討し論述する必要がある。

まず利益等の資本組入を課税すべきとする理由として、(1) 法人の利益は最終的に法人の構成員である株主に帰属するものであり、法人の利益が、利益積立金としてとどまっている限りは株主に対する配当に充てることができるが、これがひとたび資本に組み入れられると、もはや配当に充てることができなくなることから、法人の計算において、利益積立金額が資本組入という形で配当することができないものとして確定的に処分された時点で、配当所得として課税することが適当であると考えられること。(2) また、会社が留保収益を株主総会の決議により処分する方法としては、商法の下では資本に組み入れるか配当として株主に交付するかのいずれかによることとされているが、税制は株主に課税された後の金員をもって会社の資本に出資することを基本としているので、利益の資本組み入れの際に株主に対して配当課税をすべきであることが挙げられよう（注34）。

また、利益等の資本組入によって所得は発生せず、課税も行うべきでないとする考え方がある。利益準備金の資本組入の場合には、法人税法上の利益積立金額（法人税法2条18号）にあたるため、その資本組入れは利益配当とみなされ（所得税法25条2項2号）、したがって新株の無償交付をしない場合にも株主は配当所得としての課税を免れず、会社はやはり源泉徴収をしなければならない。現金配当をしているのではないから、株主は現金の支払を受ける権利を取得しないのである。そして株式を受けとるのではないかというのなら、株式分割でも株式を受けとることができるが、この場合は課税しないではないか、という反論がなされよう。現行税法の下では、株式



配当、利益準備金による無償交付は、一方において利益配当、みなし配当として課税されるとともに、新株を売却した場合はキャピタル・ゲインにも課税される。これは国際的に見て異例である（注35）。

税法側からは、利益等の資本組入により利益等が配当することができないものに確定した時点で課税するという原則が確認され継続されている。商法側からは、株式配当の規定を廃止し、利益または利益積立金の資本組入は株式の分割であり、所得の実現ではなく、投下資本の価値増加にすぎない。しかし、投下資本の価値増加でも、特にそれが新株として交付された場合は、上場株式については、すぐに現金化できるという点から現金と同じ（すなわち実現と同じ）とみることは、相当の理由があるものとみられる。実現に至らない評価益に課税することは、課税公平の見地から、現金配当が株式配当に代えられてしまうことに対するチェックという点からも、税法側の課税の論理も十分成り立つとする見解もある（注36）。

しかし、現行税法は、利益準備金の資本組入について（同時に株式の無償交付がなされていなくても）、利益の配当がなされたものとして株式に対し所得税が課税されるのに対し、資本準備金の資本組入に伴う新株発行に対しては、株式に所得税は課されない。資本準備金、利益準備金および利益の資本組入による新株発行をいずれも株式分割として、その間に商法上の法的性質において差はないにもかかわらず、資本準備金の資本組入によるいわゆる新株の無償発行については株主に配当所得課税はなされないのに、なぜ利益の資本組入、利益準備金の資本組入を原資とする新株発行に課税するのか。ましてや現行税法のように、利益準備金を資本に組み入れただけで株主に配当がなされたものとみなし課税するのは、まったくその理由がないといわねばならない（注37）。またキャピタル・ゲイン課税についてどのように評価するかが問題である。現行税制のもとで多くの投資家が利用する源泉分離課税とは、売買益がどれだけあるかを問わずに、売却額の5%を利益とみなし、その20%、つまり売却額の1%を証券会社が源泉徴収する仕組みである。しかし、これではとうていキャピタル・ゲイン課税とはいえない。キャピタル・ゲイン課税といえるべきものがまだ実現していない現状では、利益準備金の資本組入をみなし配当として課税せざるを得ないのである。利益準備金の資本組入について、単に資本の部の項目の間に移動があるだけで、株主の持分の実質的価値に変化があるはずはない。キャピタル・ゲイン課税が本格的にできない以上、利益準備金の資本組入の際に組み入れた額だけキャピタル・ゲインが実現したものととして課税するのだということであろう（注38）。

現行税法は、利益準備金の資本組入について（同時に株式の無償交付がなされていなくても）、利益の配当がなされたものとして株主に対し所得税が課税されるのに対し、資本準備金の資本組入に伴う新株発行に対しては、株主に所得税は課されない。これは、投下資本の価値増加に対し課税しようとする税法側の論理の矛盾点であり、課税の公平を欠くものであると考えられる。また新株を取得しても、株式価値は現金価値と同等の経済的利益とはいいがたい。現金を得たければ売却しなければならず、株式市場においてプライス・メカニズムが機能していなければ、公正な株価形成は期待できない。特に市場性のない株式の場合、公正な価値実現は困難である。新株をすぐに現金化できる（簿価で売却できるとは限らない）という点から現金と同じ（すなわち実現と同じ）と見ることは実質的に難しいと思われる。私見としては、利益および利益準備金の資本組入およびそれに伴う新株の無償交付の場合も、所得の実現ではなく、株式分割に伴う投下資本の価値増加であり、資本準備金の資本組入に新株発行の場合と同様、株主に所得税を課されないこととすれば、課税の公平が図られることになると思う。さらに、有価証券の源泉分離課税制

度を改正し、キャピタル・ゲイン課税の強化により、未実現評価益に課税するのではなく、実際の売却時の実現利益に課税すべきであると考えている。

## 6. むすび

企業の資本制度における法定準備金は、本来、利益の留保たることに、会社債権者保護のための制度としての存在意義を有してきたと考えられる。現行法上、法定準備金の本質と機能を有するのは利益準備金である。利益準備金は、資本準備金の場合と異なり、利益拘束を無限に拡大することは株主に害するので、法により歯止めを設けている。また、資本欠損の填補と配当維持の容易化のため、利益の全部が分配されることがないように法により積み立てを強制されたものであるが、利益の社外流出がない場合にまで積極的に積み立てることを認めたものではない。

資本準備金については、利益準備金のように積み立ての限度および積み立て率の規定はない。法定の源泉に該当する資本剰余金が発生すればその金額が積み立てられなければならない。その積み立ての時期は、資本準備金となるべき資本剰余金の発生の都度である。株主総会による承認は、この積み立ての適法性の確認を意味するにすぎない。また、資本準備金も法定資本とともに実質資本であり、債権者保護の観点から、会社財産を確保するための基準となる一定の計算上の数額である。それゆえ、利益準備金と同様、資本欠損の填補のため資本準備金を取り崩し、利益配当をすみやかに回復し維持していくという意味で、株主保護の機能を有する。しかし、法定資本よりも資本準備金の取り崩しを容易に認めることが実質的に債権者または株主にとって利益となるとは考えにくい。資本準備金を法定資本として、株主総会の特別決議により名義上減資しても、実質的に変動はないと思う。本来、資本の欠損填補のためには、利益準備金を容易に取り崩すことは認められているのだから、利益準備金による欠損填補では充たしきれないほどの資本欠損が存在する場合には、かえって債権者保護手続により厳重に減資すべきではないかと考える。

法定準備金の立法理由は、資本の欠損填補と利益配当の維持の二つに求めることができる。すなわち、資本と法定準備金の合計額に純資産が不足するに至った段階で法定準備金の取り崩しによって資本の欠損を填補せしめ、利益配当をすみやかに回復し維持していく必要がある。しかし、英米においては欠損填補を目的とする利益留保からなる法定準備金の制度は存しない。いずれも任意のものである。法定準備金は資本の欠損に充てることを原則とし、ただ例外として資本に組み入れ使用することが認められている。

法定準備金の資本組入を認めたのは、法定準備金が著しく増加して資本との間に均衡を失うに至った場合にこれを調整することにある。しかし、このような均衡の喪失を生ぜしめる可能性は法定準備金中の資本準備金について存するのであって、かかる事情の予想されない利益準備金については、株主の利益配当請求権を制限して政策的に積み立てることを強制していることも考慮して、立法論として利益準備金の資本組入れは廃止すべきである。また、準備金の資本組入れにさいし、資本準備金と利益準備金のいずれを先に組み入れるべきか。この点につき法的制約はない。私見としては、資本準備金の資本組入を先に行った場合は、資本が増加することにより利益準備金の積立限度基準が増加する。ゆえに、その限度基準増加分だけ利益準備金を積み立てるだけでよいが、利益準備金を先に資本に組み入れた場合、再び資本組入分だけ利益から利益準備金に積み立てなければならないと同時に、資本の額が増加するので利益準備金の積立限度基準も増加し、加重的に内部留保が大きくなる。それゆえ、株主の利益配当請求権が加重的に制限されることになるので、立法論として、利益準備金より先に資本準備金の資本組入を認めるべきであ

ると考える。

また、出資総額を法定資本と資本準備金に配分する基準となる額面の法律上の意義は、株式発行価額の最低限をなし、発行価額のうち額面が少なくとも資本に組み入れられることがあるが、額面は株式の経済的価値とはまったく無関係なものである。それゆえ、わが国においても、株式から額面を排除してすべての株式を無額面株式とし、株式発行価額のうち資本組入分と株式払込剰余金に配分する必要のない、株式の出資総額をすべて資本とする方法が良策ではなからうか。資本準備金が法定資本と同じく実質資本に属するにも拘らず、これを分離することを認めるのは、法が企業の経営と株主の利益を考慮して、とくにその取り崩しを法定資本よりも緩和し、これを法定資本との間の欠損填補をめぐる緩衝地帯とすることは、資本準備金の存在意義を積極的に理由づけることにはならない。実質資本たる資本剰余金を源泉とする資本準備金も、同じく債権者保護の目的を有するのであれば、わざわざ法定資本より分離して欠損填補に備えるより、むしろ払込剰余金それ自体をも拘束して法的資本たらしめる方が目的にかなうといえる。その場合、減資差益金と合併差益金を、従来の資本準備金とすればよいのではなからうか。

現行税法は、利益準備金の資本組入について（同時に株式の無償交付がなされていなくても）、利益の配当がなされたものとして株主に対し所得税が課税されるのに対し、資本準備金の資本組入に伴う新株発行に対しては、株主に所得税は課されない。これは、投下資本の価値増加に対し課税しようとする税法側の論理の矛盾点であり、課税の公平を欠くものであると考えられる。私見としては、利益および利益準備金の資本組入およびそれに伴う新株の無償交付の場合も、所得の実現ではなく、株式分割に伴う投下資本の価値増加であり、資本準備金の資本組入に伴う新株発行の場合と同様、株主に所得税を課さないこととすれば、課税の公平が図られることになる。また、有価証券の源泉分離課税制度を改正し、キャピタル・ゲイン課税の強化により、未実現評価益に課税するのではなく、実際の売却時の実現利益に課税すべきであると考えられる。

このように、法定準備金の本質と法的機能はつぎのようであるとされる。まず、利益準備金は、資本欠損の填補と配当維持の容易化のために機能すべきであり、株主の利益配当請求権を制限して政策的に積み立てることを強制していることも考慮して、立法論として、利益準備金の資本組入は廃止すべきであると考えられる。また、資本準備金は、法定資本と同じく債権者保護を目的とするのであるから、わざわざ法定資本より分離して欠損填補に備えるより、むしろ、法定資本たらしめ、株主の出資総額をすべて法定資本とする方が一層目的にかなうといえる。その場合、減資差益金と合併差益金を従来の資本準備金とすればよいのではなからうか。さらに税法上も、利益準備金に資本組入およびそれに伴う新株の無償交付の場合も、株主に所得税を課さないこととし、キャピタル・ゲイン課税の強化により、売却時の実現利益にのみ課税すべきであると考えられる。

#### 注

(注1) 西山忠範「資本構成と利益配当」現代企業法講座(3)企業運営(1985)366頁。

(注2) 田中誠二『会社法詳論』(1982)807頁,808頁。

(注3) 久保欣哉『新版注釈会社法(8)』(1989)277頁~279頁。

(注4) 西山忠範『株式会社の資本と利益』(1982)310頁。

(注5) 森淳二郎「法定準備金と配当可能利益」Law School 44号(1982)21頁。

(注6) 西山忠範,前掲(注4),311頁。

- (注7) 西山忠範「利益概念と配当規制」法律時報35巻3号(1963)38頁。
- (注8) 酒巻俊雄『基本法コメンタール会社法2』(1994)136頁。
- (注9) 酒巻俊雄, 前掲(注8), 138頁。
- (注10) 大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻[第三版]』(1992)451頁。
- (注11) 鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法[新版]』(1989)339頁。
- (注12) 伊藤邦雄「資本維持の原則と配当可能財源の計算」産業経理41巻3月号(1981)80頁。
- (注13) 西山忠範, 前掲(注4), 119頁, 341頁。
- (注14) 久保欣哉, 前掲(注3), 273頁, 274頁。
- (注15) 西山忠範, 前掲(注4), 266頁, 267頁。
- (注16) 鈴木竹雄=竹内昭夫, 前掲(注11), 341頁。
- (注17) 酒巻俊雄, 前掲(注8), 141頁。
- (注18) 久保欣哉, 前掲(注3), 298頁。
- (注19) 森淳二郎, 前掲(注5), 23頁。
- (注20) 竹内昭夫『新版注釈会社法(9)』(1990)107頁。
- (注21) 西山忠範「財源を欠く株式配当・無償交付の効果 商法の争点(第2版)ジュリスト増刊(1983)173頁。
- (注22) 渋谷光子「株式配当・無償交付・株式分割の異動」商法の争点(第2版)ジュリスト増刊(1983)169頁。
- (注23) 西山忠範, 前掲(注1), 328頁。
- (注24) 久保欣哉, 前掲(注3), 300頁。
- (注25) 保住昭一「株式会社の資本の特殊性」Law School 44号(1982)12頁, 13頁。
- (注26) 阪埜光男『株式会社法概説』(1988)33頁。
- (注27) 鈴木竹雄=竹内昭夫, 前掲(注11), 336頁。
- (注28) 西山忠範, 前掲(注4), 120頁。
- (注29) 吉原和志「会社の財産責任の維持と債権者の利益保護(二)」法学協会雑誌102巻5号(1985)883頁。
- (注30) 鈴木竹雄=竹内昭夫, 前掲(注11), 336頁, 337頁。
- (注31) 北沢正啓『株式会社法研究Ⅱ』(1989)21頁。
- (注32) 西山忠範, 前掲(注4), 123頁。
- (注33) 酒巻俊雄, 前掲(注8), 138頁; 山本忠弘「資本の会社債権者保護機能について」名古屋大学法政論集92号(1982)295頁。
- (注34) 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点[上]」商事法務1253号(1991)6頁。
- (注35) 竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割[上]」商事法務1181号(1989)26頁。
- (注36) 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点[下]」商事法務1255号(1991)27頁。
- (注37) 河本一郎「株式会社の計算」商事法務1222号(1990)27頁。
- (注38) 河本一郎, 前掲(注37), 28頁, 29頁。

(文教大学経営情報専門学校)